

令和4年度裾野市農業委員会11月総会 議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日(火) 午後1時30分から午後2時25分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
		7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦		
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
		11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
		12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

1	杉山 守正	5	柏木 一男	6	杉山 邦利	富岡	勝又 一郎
---	-------	---	-------	---	-------	----	-------

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

2	志村 重利	3	庄司 健一
---	-------	---	-------

第3 議事

(1) 報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(2) 議第22号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について

(令和4年度10月総会保留案件)

(3) 議第23号 非農地証明願の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和4年度裾野市農業委員会11月総会を開会します。

本日の委員は12名中9名出席ですので、総会は成立しています。

議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、2番 志村重利委員、3番 庄司健一委員をお願いします。

会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。

それでは、議事に入ります。報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1

(議案朗読により説明)

議 長	ただ今の報第11号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。 (質問、意見等 なし)
議 長	質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。 次に、議第22号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 令和4年度10月総会保留案件 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第22号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 令和4年度10月総会保留案件 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)
事務局	事務局から補足説明いたします。 先月の総会で保留となっていた懸案事項に対し、関係者への事実確認等を行いました。譲渡人、譲受人のどちらもキャンプ場として申請地を借用しているものではないことを確認しました。 申請地をキャンプ場経営していた者から、申請地を使用しない旨の誓約書が提出されました。また、無断に侵入されないよう、申請地には柵や注意案内が設置されました。 以上のことから、本件については基準を満たしていることから、お諮りするものです。
議 長	ただ今の議第22号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。
杉本義明委員	誓約書に記名されている人物はどのような関係か。
事務局	申請地の隣地をキャンプ場経営していた者と隣地の所有者。申請地を無断で使用していた。
杉本義明委員	誓約書は申請地の所有者に対して出すものではないのか。
飯塚邦彦委員	誓約書に法的効力はあるのか。整理が必要では。
事務局	本来は個人間の話になると思われる。誓約書自体に法的効力はないが、本件の状況、事実確認のうえでの参考資料として扱う。隣地をキャンプ場経営している者に対しては、別途是正指導対応を検討している。
議 長	これまでも同様な例が見受けられるため、農地としての取扱いについて法的な整理説明願う。
事務局	(技術的助言通知につて説明) 隣地の農地をキャンプ場として使用していることについては、構造物も見受けられるため違反転用と考えられる。今回の3条申請については、言うなれば無断で使用された側である。侵入防止対策もされていることから、3条申請については基準を満たすと整理できる。
宮崎慎一委員	法的解釈が過去と現在で変わってきている部分もあるように思われる。
議 長	前回保留となってから、事実確認や侵入防止対策がとられたこと。

また、3条申請として営農していくことが確認できると整理されている。地元委員は農地パトロールなど、今後も継続して確認する必要がある。法の取り扱いについては現場の声を県に届けることも必要。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第22号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第23号 非農地証明願の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第23号 非農地証明願の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田孝三委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

願出地は、景ヶ島公園駐車場の約50メートル北側に位置します。

願出地の現況は、山林となっています。面積は526㎡です。

願出人は平成14年に相続により願出地を取得しましたが、そのころから既に森林の様相を呈していました。願出地は、過去に茶畑として利用しておりましたが、茶畑に向いていないと判断し、願出人の父が平成9年ごろに植林したとのことです。当時はクヌギを何か有効活用できればという思いで植林しましたが、植林してから

、願出人の父が亡くなりました。願出人は農業に従事していた経験はありますが、クヌギの活用方法がわからず、そのままの状態が続いた結果、現在に至ります。植林されてから20年以上経過しており、現在は山林としての維持管理が認められ、今後とも維持管理していくとのことから基準を満たしていると考えられます。

願出地の北・南側は雑種地、西側は山林、東側は道路となっております。周辺農地への影響はないと思いますので、ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第23号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第23号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

これをもって令和4年度裾野市農業委員会11月総会を閉会します。

令和4年11月10日（会議録署名人）

2番署名人 志村重利

3番署名人 庄司健一